管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

埼玉県流域下 水道事業財務規程の一部を改正する規程を次 0 ように定める。

平成二年三月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 砂 川 裕 紀

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

七号) 玉県流域下 \mathcal{O} 一部を次の 水道事業財務規程(平成二十二年埼玉県流域下 ように改正する。 水道事業管理規程第

号ず 四十五 つ繰り上げ 条中第六号を削 り 第七号を第六号と Ļ 第八 号 か 6 第十 号まで

に改める。 第百六十六条第二項第一号中 「又は 都市 ガ ス を \neg 都市 ガ ス 又は 液 化 石 油 ガ ス

第百七十七条を次のように改める。

(落札者の決定の失効等)

第百七十七条 当該決定を落札者に通 た書面を速や 、かに送付 管理者又はその委任を受けた者は、落 しなけ 知 した後、 れ ば ならな 落札者に対 V て、 札者を決定した場合に 締結する契約の内容を記載 お て、

合にお る条例 きは、 前項 いては、 \mathcal{O} 前 (平成元年埼玉県条例第三号) 書面 項の決定は が落札者 当該休日を除く。 効力を失う。 に到達し た日から \smile 以内に当該落札者 第一条第一 五 日 (そ 項に \mathcal{O} 期 が 規定する 間 契約 中に \mathcal{O} 埼 締結 県 玉 \mathcal{O} 県 に 休 \mathcal{O} 応じ 日 休 が 日 : ある場 な を定 11

百 十五条第一項第二号中「三万円」 を $\bar{+}$ 万 円 に 改 \otimes る。

項 に改 百九十二条中 め 「第二百四十三条の二第一項」 を「第二百四十三条 の 二 \mathcal{O}

第百九十三条第一項中「第二百四十三条の二第

__

項各号」

を

第二百

四十三条

 \mathcal{O}

別表第五中	を削る。	別表第一中	「
			-
0		臨時職員	-
0		員及び人夫の賃金等	
-	!		

を削

る。

別表第六中 | 黄金 支出決定のとき。 支出しようとする額

を削る。

附則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。